

(参考：改正後全文)

国際消防救助隊出動体制の基本を定める要綱

(昭和62年9月19日付け消防救第118号各都道府県知事あて消防庁長官通知)

〔改正経過〕	平成元年 2月16日	消防救第 15号
	平成 4年 3月24日	消防救第 38号
	平成12年12月28日	消防救第320号
	平成14年 3月19日	消防救第 55号
	平成22年 2月 2日	消防参第 58号

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和62年法律第93号。以下「法」という。）の規定により市町村の消防が行う救助活動等国際緊急援助活動の迅速かつ的確な運営を図るため、国際消防救助隊の出動体制に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「被災国政府等」、「国際緊急援助隊」、「国際緊急援助活動」又は「救助活動」とは、それぞれ法第1条又は第2条に規定する被災国政府等、国際緊急援助隊、国際緊急援助活動又は救助活動をいう。

(国際消防救助隊の任務)

第3条 国際消防救助隊は、災害により生命又は身体に危険が及んでおり、かつ自らその危険を排除することができない者について、その危険を排除し、又は安全な状態に救出すること等により、法の規定による救助活動等国際緊急援助活動を行うことを任務とする。

2 国際消防救助隊を構成する人員は、国際消防救助隊の使命を自覚し、一致団結、相互に連帯し、強い責任感をもって専心その任務の遂行に当たり、もって我が国の国力にふさわしい国際協力の推進に寄与することを期するものとする。

(情報連絡体制の確立)

第4条 消防庁長官（以下「長官」という。）は、第6条第1項に規定する協力市町村の消防機関その他関係機関等と国際消防救助隊の編成及び出動等に係る緊密な情報連絡体制を確立しておくものとする。

2 前項の協力市町村の消防機関は、相互に、及び関係機関等と国際消防救

助隊の出動等に係る緊密な情報連絡体制を確立しておくものとする。

第2章 登録等

(国際消防救助隊編成協力市町村の登録)

第5条 長官が別に定める基準に該当し、かつ法第4条第5項の規定による長官の要請があつた場合に特別の事情がない限りこれに応じることができる市町村（東京都並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）は、長官に国際消防救助隊編成協力市町村の登録を申請することができる。

2 前項の規定による登録の申請は、長官が別に定める国際消防救助隊編成協力市町村登録申請書によつて行うものとする。

3 長官は、第1項の申請に基づき、国際消防救助隊編成協力市町村の登録をしたときは、その旨を申請市町村に通知するものとする。

(国際消防救助隊員の登録)

第6条 国際消防救助隊編成協力市町村の登録を受けた市町村（以下「協力市町村」という。）の消防長は、その消防機関の救助隊員その他の職員で長官が別に定める基準に該当する者のうちから、当該消防機関の消防力を勘案して当該協力市町村の消防体制に支障を及ぼすことがない範囲内の人員を選抜し、遅滞なく長官にその人数及びこれらの人員の国際消防救助隊員としての登録を申請し、消防庁に備える国際消防救助隊員登録名簿に氏名、生年月日、資格、特技その他長官が必要と認める事項の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による登録の申請は、長官が別に定める国際消防救助隊員登録申請カードによつて行うものとする。

(国際消防救助隊旗の交付等)

第7条 長官は、前条第1項の規定による国際消防救助隊員の登録をしたときは、当該登録に係る協力市町村の消防本部に国際消防救助隊旗を交付するとともに、当該協力市町村の消防長を通じ、国際消防救助隊員の登録を受けた救助隊員その他の職員（以下「隊員」という。）に、国際消防救助隊員証及び国際消防救助隊員標示章を交付するものとする。

2 前項の国際消防救助隊旗の制式、国際消防救助隊員証の様式及び国際消防救助隊員標示章の制式は、長官が別に定める。

(協力市町村の登録の取消し等)

第8条 長官は、協力市町村が第5条第1項に規定する長官が別に定める基準に該当しなくなつたとき、協力市町村から登録の取消しの申請があつたとき、又は第6条第1項の規定による協力市町村の消防長から国際消防救助隊員の登録の申請がないときは、当該協力市町村の登録を取り消すもの

とする。

2 協力市町村は、その登録が取り消されたときは、当該協力市町村の消防本部をして長官に国際消防救助隊旗を返還しなければならない。

(隊員の登録事項の変更の届出)

第9条 協力市町村の消防長は、隊員について、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を長官に届け出なければならない。

(隊員の登録の取消し等)

第10条 協力市町村の消防長は、隊員が第6条第1項に規定する長官が別に定める基準に該当しなくなつたとき、又は隊員が辞職、異動、死亡、負傷その他の事由に該当し、隊員の登録を取り消すことが適当であると認めるときは、遅滞なく長官に当該隊員の登録の取消しを申請しなければならない。

2 長官は、前項の申請があつたときは、当該隊員の登録を取り消すものとする。

3 隊員は、その登録が取り消されたときは、消防長を通じ、長官に国際消防救助隊員証及び国際消防救助隊員標示章を返還しなければならない。

(欠員の登録)

第11条 協力市町村の消防長は、前条第2項の規定により隊員の登録が取り消されたため、第6条第1項の規定により登録を申請した人員に欠員が生じたときは、遅滞なく当該欠員の補充をしなければならない。

2 第6条、第7条第1項(隊員に係る部分に限る。)、第9条及び前条の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の更新)

第12条 隊員の登録は、2年ごとにその更新を受けなければ、当該期間の経過によつてその効力を失うものとする。

2 第6条及び第9条から前条までの規定は、隊員の登録の更新に準用する。

(消防庁職員の登録等)

第13条 長官は、消防庁職員のうちから適当と認める者を第15条第1項の指定職員の候補者として、国際消防救助隊員登録名簿に登録しておくものとする。

2 前条第1項の規定は、前項の場合に準用する。

3 長官は、前項の登録をした消防庁職員に国際消防救助隊員標示章を交付するものとする。

第3章 出動決定、編成及び組織

(出動決定)

第14条 国際消防救助隊の出動決定は、法第3条の外務大臣からの協議に基

づき、長官がこれを決定する。

(編成)

第15条 国際消防救助隊は、隊員の全部又は一部及びこれらの隊員が携行する国際緊急援助活動に必要な資機材その他の物資（独立行政法人国際協力機構から貸与又は供与される国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資を含む。以下「携行資機材等」という。）並びに長官が指定する1名以上の消防庁職員（以下「指定職員」という。）をもつて編成する。ただし、長官は、特に必要がないと認めるときは、消防庁職員の指定を行わないことができる。

2 国際消防救助隊の編成は、被災国政府等からの要請の内容、災害の種類及び状況等を勘案し、法第3条の外務大臣との協議に基づき、及び次条に規定する国際消防救助隊編成計画に従い、長官がこれを行う。

(国際消防救助隊編成計画)

第16条 長官は、法第4条第5項の規定により長官が要請する協力市町村の当該要請の日ごとの指定及びその順位、当該協力市町村ごとの次条第3項の規定による隊員の決定人数その他国際消防救助隊の編成を迅速かつ的確に行うため必要な事項を定めた国際消防救助隊編成計画をあらかじめ作成し、協力市町村の消防長に通知しておくものとする。

(編成手続)

第17条 長官は、国際消防救助隊の編成を行おうとするときは、法第4条第5項の規定により、協力市町村に対し、隊員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請するものとする。この場合において、当該要請は、協力市町村の消防長を通じ、当該協力市町村の長に行うものとする。

2 協力市町村の長は、前項の要請を受けた場合には、消防長の意見を聴き、当該要請に応じ隊員に国際緊急援助活動を行わせることを決定したときは、消防長を通じ、その旨を遅滞なく長官に回答するものとする。

3 前項の回答をした協力市町村の消防長は、第1項の長官の要請内容に従い、直ちに隊員のうちから国際緊急援助活動を行わせる者を決定し、当該隊員の氏名その他必要と認める事項を長官に連絡しなければならない。

4 長官は、第15条第1項の規定による消防庁職員の指定をしたとき又は前項の規定による隊員の決定の連絡を受けたときは、直ちに当該指定職員及び隊員の氏名その他必要な事項を外務省に通知するとともに、必要な書類を同省に送付するものとする。

(組織)

第18条 国際消防救助隊に、総括官、隊長及び1以上の小隊を置く。

2 小隊は、同一の消防機関に所属する隊員5人以上で編成するものとし、

- 2以上の小隊を置く場合にあつては、2小隊をもつて中隊とする。
- 3 小隊の長は、小隊長とし、中隊の長は中隊長とする。
 - 4 中隊長は、小隊長の1人がこれを兼ねるものとする。
 - 5 1中隊につき、1人の副隊長を置く。
 - 6 国際消防救助隊に総括補佐官を置くことができる。
 - 7 前項までの規定にかかわらず、国際消防救助隊を構成する人員が6人以下である場合（第15条第1項ただし書きの規定により消防庁職員の指定を行わない場合を含む。）その他長官がこれらの規定による組織体制をとる必要がないと認めた場合の国際消防救助隊の組織に関し必要な事項は、長官が必要に応じ定める。

（総括官等）

第19条 総括官は、指定職員のうちから長官が指名する。

- 2 総括官以外の指定職員は、総括補佐官とする。
- 3 総括官は、長官の指揮監督を受け、国際消防救助隊が行う国際緊急援助活動とその他の国際緊急援助活動との連携協力の確保その他国際消防救助隊の任務の適切かつ安全な遂行を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- 4 総括補佐官は、総括官の指示に従い、これを補佐する。
- 5 指定職員がない場合にあつては、第17条第3項の規定により長官に連絡のあつた隊員のうちから長官が指名する者が、当該者の所属する消防機関の消防長を通じた長官の指導又は助言を受け、国際消防救助隊が行う国際緊急援助活動とその他の国際緊急援助活動との連携協力の確保その他国際消防救助隊の任務の適切かつ安全な遂行を図るため必要な措置を講ずるものとする。

（隊長）

第20条 隊長は、第17条第3項の規定により長官に連絡のあつた隊員のうちから、長官が指名する。

- 2 隊長は、総括官（総括補佐官が置かれた場合の同補佐官を含む。この項及び第28条において同じ。）の職務に協力するとともに、総括官の指導又は助言に従い、隊員相互の緊密な連携協力を図るための措置を講ずる等隊員が行う国際緊急援助活動を総括する。

（副隊長等）

第21条 副隊長及び中隊長は、第17条第3項の規定により長官に連絡のあつた隊員のうちから、隊員の所属消防機関における階級、同一消防機関における隊員数、隊員の意向その他の事情を勘案の上、隊長の意見を聴いて総括官が指名し、小隊長は、小隊を編成する隊員のうちから、これらの隊員が所属する消防機関の消防長が指名する。

- 2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長の指示、指導又は助言に従い、中隊の隊務を総括する。
- 3 中隊長は、副隊長の指示、指導又は助言に従い、小隊相互の活動の調整を行う。
- 4 小隊長は、中隊長の指示、指導又は助言に従い、小隊の隊務を総括する。
- 5 その他の隊員は、小隊長の指示、指導又は助言に従い、小隊の隊務に従事する。

第4章 出動

(出張命令)

第22条 長官は、第15条第1項の規定による消防庁職員の指定をしたときは、直ちに当該指定職員に対し、第19条第3項又は第4項の職務を行わせるため、被災国（法第1条に規定する災害を受け、若しくは受けるおそれのある国をいう。以下同じ。）への出張を命じるものとする。

- 2 協力市町村の消防長は、第17条第3項の規定による隊員の決定をしたときは、直ちに当該隊員に対し、国際緊急援助活動を行わせるため、被災国への出張を命じるものとする。

(集結)

第23条 長官及び協力市町村の消防長は、前条の規定により被災国への出張を命じた指定職員又は隊員及び携行資機材等（独立行政法人国際協力機構から貸与又は供与される国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資で当該協力市町村の消防機関で管理していないものを除く。次条において同じ。）を長官が指定した時刻までに成田国際空港に集結させなければならない。

(国際消防救助隊出動計画)

第24条 長官及び協力市町村の消防長は、第13条第1項の規定による登録を受けた消防庁職員又は隊員への連絡体制、携行資機材等の確保及び管理対策、人員及び携行資機材等の成田国際空港までの輸送経路及び輸送手段その他前2条の規定による措置を迅速かつ的確に講じるため必要な事項を定めた国際消防救助隊出動計画をあらかじめ作成しておかなければならない。

- 2 協力市町村の消防長は、前項の国際消防救助隊出動計画を作成したときは、当該計画の写しを長官に提出するものとする。

(国際消防救助隊連帯旗の交付)

第25条 長官は、第15条の規定により編成した国際消防救助隊に対し、国際消防救助隊連帯旗を交付するものとする。

- 2 国際消防救助隊連帯旗の制式は、長官が別に定める。

(独立行政法人国際協力機構による派遣等)

第26条 国際消防救助隊の派遣及びこれに必要な業務（独立行政法人国際協

力機構から第22条の指定職員及び隊員に係る消防庁及び協力市町村に対する出張依頼並びに携行資機材等の輸送の手配等を含む。)は、法第5条及び第7条に定めるところにより、同機構がこれを行う。

- 2 国際消防救助隊の派遣に要する費用は、独立行政法人国際協力機構がこれを負担する。

(活動の原則)

第27条 国際消防救助隊は、法第6条の規定による外務大臣の調整を踏まえ、被災国政府等の要請を十分に尊重して活動を行わなければならない。

- 2 国際消防救助隊は、国際緊急援助活動を行うに当たっては、その他の国際緊急援助活動と緊密な連携協力を図らなければならない。
- 3 隊員は、活動を行うに当たっては、独立行政法人国際協力機構から貸与された救助服を着用し、安全靴については、隊員所属のものを着用するものとする。
- 4 国際消防救助隊を構成する人員は、左上腕部に国際消防救助隊員標示章を装着するものとする。

(長官等への報告)

第28条 総括官及び隊長は、定期に、又は必要に応じ、災害の状況、国際消防救助隊の活動状況、隊員の健康状態その他国際消防救助隊の適切かつ安全な任務の遂行に関し必要と認める事項を長官又は隊長の所属する消防機関の消防長に報告し、必要な指示、指導又は助言を受けるものとする。この場合における隊長の報告は、総括官の行う指導又は助言の趣旨に沿うものでなければならない。

- 2 副隊長(隊長とその所属する消防機関が同一である副隊長を除き、副隊長が総括する中隊を構成する小隊の小隊長で当該副隊長とその所属する消防機関が異なるものを含む。この項及び第30条第2項において同じ。)は、国際緊急援助活動の実施に関し、当該副隊長の所属する消防機関の消防長に報告し、必要な指示を受けなければならない特別の事項があるとき、総括官の同意を得て、当該消防機関の消防長に当該事項を報告し、必要な指示を受けることができる。
- 3 前2項の報告については、総括官は、事前に、定期報告の回数及び必要に応じ報告することがあり得る旨の了解を独立行政法人国際協力機構の職員から得ておくものとする。

(外務大臣等との情報交換)

第29条 長官は、外務大臣その他必要と認める関係行政機関(法第3条に規定する関係行政機関をいう。)の長等と国際緊急援助隊の行う国際緊急援助活動の実施状況等について緊密な情報交換を行うものとする。

(情報の提供等)

第30条 長官は、第28条第1項の規定による総括官からの報告に係る情報及び前条の規定による情報交換によつて得た情報を踏まえ、協力市町村の消防長その他関係機関に国際消防救助隊の活動に関し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、指導又は助言を行うものとする。

2 第28条第1項又は第2項の規定による隊長又は副隊長からの報告を受けた消防機関の消防長は、当該報告に係る情報及びこれらの者に対し指示した事項を直ちに長官に報告するものとする。

(国際消防救助隊の増強措置の協議)

第31条 長官は、第28条から前条までの規定による報告又は情報交換等により得られた情報を踏まえ、指定職員若しくは隊員又は携行資機材等の増強の措置(以下「国際消防救助隊の増強措置」という。)を講ずる必要があると認めるときは、国際消防救助隊の増強措置を講ずべきことについて外務大臣に協議するものとする。

(国際消防救助隊の増強措置)

第32条 第14条、第15条、第17条、第18条、第19条第1項及び第2項、第20条第1項、第21条第1項、第22条、第23条並びに第26条の規定(これらの規定のうち、国際消防救助隊の増強措置を講ずる以前に国際消防救助隊に総括官又は隊長が置かれている場合は、それぞれこれらの者に関して規定されている部分を除く。)は、国際消防救助隊の増強措置を講ずる場合に準用する。

2 前項の規定により増強された指定職員又は隊員は、それぞれ第19条第3項及び第4項、第20条第2項、第21条第2項から第5項まで、第27条並びに第28条の規定に従い活動するものとする。

第5章 携行資機材等

(携行資機材等分担方針等)

第33条 長官は、国際消防救助隊の編成に伴い必要となる携行資機材等の確保、管理及び調達等に関する協力市町村の消防機関ごとの分担に関する方針を定めた携行資機材等分担方針を、協力市町村の消防長の意見を聴いてあらかじめ作成し、協力市町村の消防長に通知しておくものとする。

2 協力市町村の消防長は、前項の携行資機材等分担方針に基づき、当該協力市町村の消防機関が分担することとなる携行資機材等の確保、管理及び調達等に関し必要な事項を第24条第1項に規定する国際消防救助隊出動計画に盛り込んでおくものとする。

(携行資機材等の確保又は改良開発等)

第34条 長官は、国際消防救助隊が被災国において適切かつ円滑な国際緊急

援助活動を行うことができる携行資機材等の確保又は改良開発に努めるものとする。この場合において、消防庁は外務省及び独立行政法人国際協力機構と緊密な連携協力を図るものとする。

第6章 訓練及び研修

(長官の行う訓練及び研修)

第35条 長官は、隊員が被災国において適切かつ安全に国際緊急援助活動を行うことができるよう、協力市町村の全部又は一部の協力を得て、国際消防救助隊の合同訓練を随時実施するとともに、隊員の全部又は一部に対し、国際緊急援助活動に必要な知識及び技術を修得させるため必要な研修の場を設定するよう努めるものとする。

2 前項の国際消防救助隊の合同訓練の実施に当たっては、当該合同訓練の実施に係る関係協力市町村は積極的にこれに参加しなければならない。

(消防機関における教育訓練)

第36条 協力市町村の消防長は、隊員に対し国際緊急援助活動を行うに必要な知識及び技術を修得させ、及び隊員の体力向上を図るため、平素から必要な教育訓練の実施を図るよう努めるものとする。

2 隊員は、平素から国際緊急援助活動を行うに必要な知識及び技術並びに体力の向上を図り、いかなる災害にも適切に対応できる臨機の判断力及び行動力を養うよう努めるものとする。

第7章 身分取扱い

(身分取扱い)

第37条 指定職員又は隊員が、国際消防救助隊の任務の遂行に当たり負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 隊員に対する長官の行う表彰は、消防表彰規程（昭和37年消防庁告示第1号）の定めるところによる。

第8章 雑則

(事務局)

第38条 国際消防救助隊の編成及び出動等に係る事務を処理するため、国際消防救助隊事務局を消防庁国民保護・防災部に置き、消防庁国民保護・防災部参事官が当該国際消防救助隊事務局の事務を掌理する。

第39条 この要綱に定めるもののほか、国際消防救助隊に関し必要な事項は、必要に応じ長官が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和62年9月19日から施行する。

- 2 第5条及び第6条の規定は、長官が別に定める期間における国際消防救助隊編成協力市町村の登録又は国際消防救助隊員の登録について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、「国際消防救助隊（International Rescue Team of Japanese Fire-service ; IRT-JF）」の編成に伴う協力等について（依頼）（昭和61年1月10日付け消防救第1号全国消防長会会長あて消防庁長官通知）及び国際消防救助隊派遣体制整備に係る協力依頼について（昭和61年3月14日付け消防救第38号各消防管理者あて消防庁長官通知）により、昭和62年9月19日現在、消防庁に登録されている市町村及び当該市町村の消防機関の救助隊員その他の職員は、それぞれ第5条又は第6条の規定による登録をうけたものとみなす。